

●contents

令和5年度末に退職予定のみなさまへ	2	3
退職時に行う年金の手続きについて	4	4
令和5年度末退職予定者の年金の手続きについて	5	5
被扶養者の認定種別確認及び資格確認(検認)を終えて	6	6
被扶養者の認定要件について	7	7
傷病手当金について/ジェネリック医薬品を使ってみませんか?	8	8
限度額適用認定証について		
医師の指示により治療用装具を作成した場合、費用を請求できます		
交通事故などにあった場合は共済組合へご連絡を!	9	9
特定健康診査を受けていますか?/健康情報冊子『QUPiO Plus』をお届けします	10	10
特定保健指導の実施について	11	11
ベネフィットステーション会員のみなさまへ	12	13
健康相談事業/高知会館アンケート&補助事業	14	14
3歳未満養育特例制度をご存じですか	15	15
知っておきたい標準報酬制(育休改定・定時保険者算定Q&A)	16	16
いきいき健康だより	17	17
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました	18	18
ご請求はお済みですかー高知県教職員互助会ー	19	19
令和5年度教職員互助会の給付事業について/退職互助部制度のご案内	20	21
互助会加入のご案内/互助会の会員資格等の取り扱いについて	22	23
Hello! Doctor	24	25
ここにサブりを36/富山宿泊所「高志会館」	26	26
ペンリレー/応募作品/作品募集のご案内	27	27
高知会館創作おせち・特製三段重・申込書/高知会館からのお知らせ	28	29
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	30	30

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.135
令和5年11月27日発行

『みんな同じ空の下』PN:釣りバカOちゃん

編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員 互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

公立学校共済高知支部

[ご家庭のみなさんでご覧ください](#)

<https://kokyogo.jp/> (一財)高知県教職員互助会



令和5年度末に退職予定のみなさまへ

令和5年度末に退職される組合員の方は、退職と同時に公立学校共済組合の組合員資格を喪失することとなり、退職に伴う様々な手続きが必要となります。

共済組合に関する内容（健康保険・年金）について以下に取りまとめましたので、参考にしてください。

なお、詳細は、12月上旬に所属所へ案内したうえ、高知支部のホームページへ掲載する予定ですので、必ずご確認いただき手続きを行ってください。



退職後の組合員証等の速やかな返却について (お願い)

退職すると、その翌日から公立学校共済組合の組合員の資格を喪失するため、**退職日の翌日以降は、当共済組合が交付した組合員証や被扶養者証等は使用できません。**

退職後は速やかに退職時の所属所を通じて組合員証等を返却してください。

※退職後、定年前再任用（週20時間以上の短時間勤務）等で組合員資格が引き続く場合は組合員証等の返納が不要な場合もあります。



退職後の医療保険制度のご案内

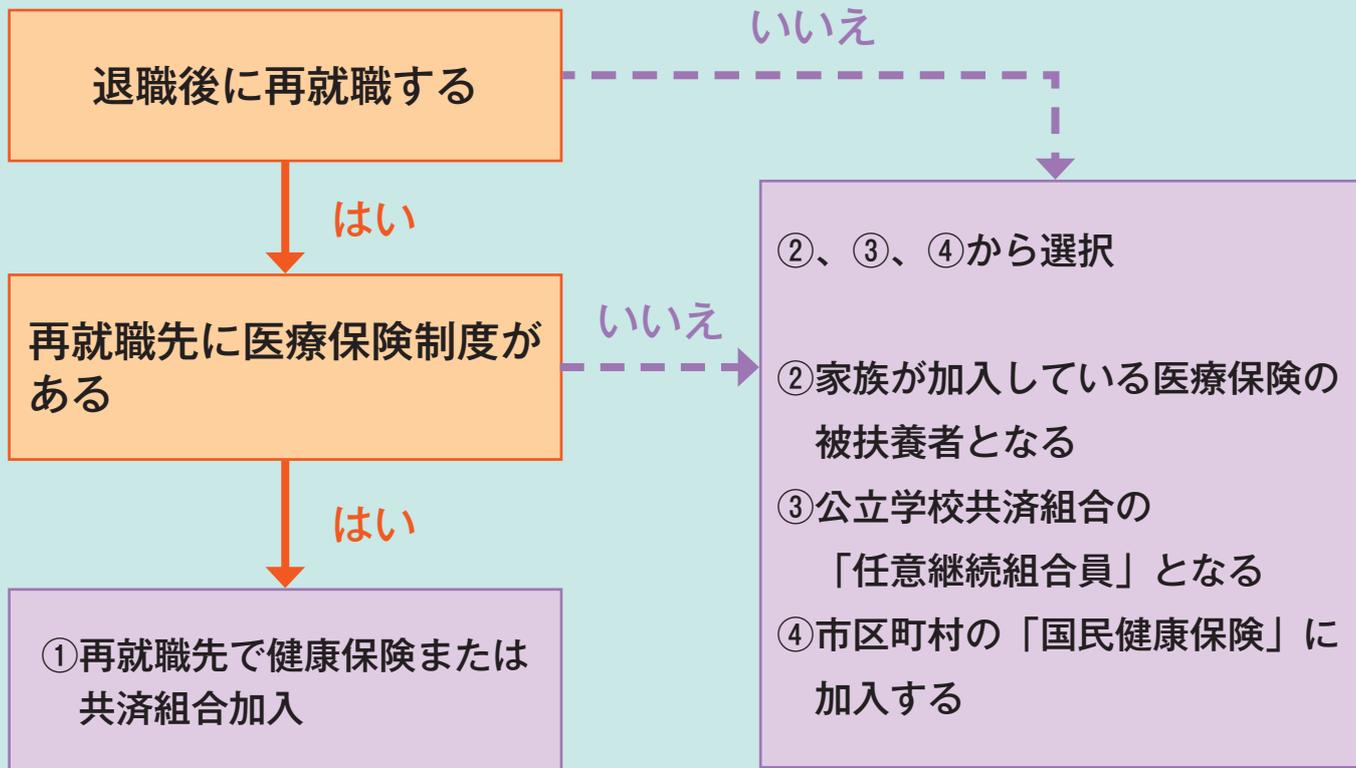
退職後は国民皆保険制度により何らかの医療保険制度（※）に加入することになります。

どの医療保険制度に加入するのは、**退職後の状況により異なります。**

ご自身にあった健康保険制度へ加入手続きを行ってください。

（※）**医療費の窓口自己負担額について**：どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。

スタート



公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方が、退職日の日から起算して20日以内に手続きを行うことにより、退職後も最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

お知らせ



任意継続組合員制度加入の期限

任意継続組合員制度に加入するには、期限までに「任意継続組合員申出書」の提出及び「任意継続掛金の払込み」の両方の手続きが必要です。

令和5年度末退職者の場合、法律上の最終期限は、令和6年4月19日（金）までですが、事務処理の都合上、早めに期限を設定しますので、ご注意ください。

「任意継続組合員申出書」の提出期限：令和6年4月5日（金）

「任意継続掛金の払込み」の期限：令和6年4月12日（金）

※提出期限及び手続きの詳細は、12月上旬に高知支部のホームページに掲載予定ですので必ず確認してください。

退職時に行う年金の手続きについて (一般組合員のみ)

一般組合員(◎)が退職時に行う年金の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに老齢厚生年金の要件を満たしている方とで異なります。

◎正規職員、再任用職員(フルタイム勤務)、任期付き職員(フルタイム勤務)である組合員

老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を満たしていること

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ②厚生年金被保険者期間があること(公立学校共済組合の組合員期間も該当します。)
- ③受給資格期間が10年以上あること(上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間)

支給開始年齢(厚生年金被保険者期間が1年以上の場合)

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

※厚生年金被保険者期間が1年未満の方の支給開始年齢は、65歳です。

老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

◆退職時に提出する年金の書類：退職届書

「退職届書」を提出すると、将来の年金決定に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。

●年金を受け取るための手続き

年金待機者の方が年金を受け取るには、**支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要**です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3カ月前に当共済組合や他の実施機関(注)から登録住所に送付されます。

(注)老齢厚生年金の決定等を行う機関(当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等)のことです。原則として、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

すでに老齢厚生年金受給要件を満たしている方

- ### ◆退職時に提出する年金の書類：①退職届書 ②就職予定調査票

●年金の支給日

年金は、受給要件を満たした月や改定事由（退職等）が発生した月の翌月分から支給されます。支給日は年6回、偶数月の15日（土・日・祝日に当たる場合は直前の平日）です。支給月の前月までの2ヵ月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

注意

一般組合員として在職中に年金が支給停止となっていた方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。退職改定は順次進めていくことになりますが、給与情報と退職の事実を確認するため**一定の期間**を要します。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

●令和5年度末の退職により一般組合員資格を喪失する方

退職改定後の年金の支給は**8月以降**を予定しています。

令和5年度末退職予定者の 年金の手続きについて（一般組合員のみ）

以下のとおり、生年月日によって手続きが分かれています。

◆退職時に提出する年金の書類

生年月日が昭和35年4月2日以降の方
提出書類：退職届書 提出期限：令和6年4月5日（金）
生年月日が昭和35年4月1日以前の方
提出書類：①退職届書 ②就職予定調査票 提出期限：令和6年4月5日（金）

※ 詳細は、12月上旬に所属所へ案内したうえ、高知支部のホームページへ掲載する予定です。

【提出先】

公立学校共済組合高知支部
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52



【年金についてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎088-821-4813

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を終えて



令和5年7月12日付公共高第177号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」にご協力いただき、ありがとうございました。

今年度の資格確認（検認）においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

遡って認定取消となった場合、取消日以降に病院等で組合員証（保険証）を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただくことになります。

組合員の皆様におかれましては、日頃から被扶養者の現況（就労・収入）を把握していただき、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて取消手続を行ってください。



下記は今回の検認で、認定取消となった主な事例です。

①被扶養者が就職し、新たに健康保険証を持っていることが判明した。

就職等により新たに健康保険証を取得した場合、被扶養者の認定取消となります。

②パートの収入があり、月額108,334円以上の収入は3か月連続しないが、過去12か月の累計が認定基準額を超えていた。

月の収入に変動があり、年間の収入見込みが立ちにくいものについては、毎月の収入を確認し、認定要件に該当するかどうかを判断します。

3か月連続していない場合でも、収入の累計が130万円以上（毎月、過去12月分をスライドして確認）となる場合には、その時点で認定取消となります。

収入には賞与や手当等を含みますので、十分確認をしてください。

③公的年金（国民年金、厚生年金等）が認定基準額を超えていた。

公的年金（国民年金、厚生年金等）が基準額を超えた場合は、被扶養者の認定取消となります。取消日は、公的年金の年金額を確認した日となります。（年金証書などがお手元に届き年金額を確認した日）

なお、公的年金が増額し認定基準額を超えた場合の取消日も増額した年金額を確認した日となります。

④雇用保険の失業給付の日額が認定基準額を超えていた。

雇用保険の失業給付については、認定基準額を日額（右のページ参照）で判断します。

なお、失業給付の受給については、期間に関係なく認定基準額を超えた場合は、被扶養者の認定取消となります。

⑤事業所得があり、確定申告書上の所得金額は130万円未満だったが、必要経費を確認したところ、認定基準額を超える収入となった。

事業、農業、不動産所得者等の収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費を控除した額を収入として取扱います。そのため、確定申告書上の所得金額とは異なります。

共済組合で認めている必要経費については、右のページでご確認ください。（[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#)>[高知支部について](#)>[福祉事務の手引](#)>[（手引1）組合員資格](#)からも確認できます。）なお、事業等収入が認定基準額以上となった場合は、確定申告を行った日が認定取消日となります。





被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定要件（概要）は次のとおりとなります。**被扶養者が認定要件を欠いた場合、被扶養者の認定取消は取り消すべき事実の発生した日まで遡って行われ、取消日以降に給付された医療費等は返還していただくこととなります**ので、日ごろから被扶養者の収入状況についてご確認くださいませようお願いします。

◆被扶養者の認定基準額について

	右欄以外		60歳以上の者 又は 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額	130万円未満	年額	180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額	3,612円未満	日額	5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・恩給（注2）等）	月額	108,334円未満	月額	150,000円未満

①被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）**ただし、事業所得、不動産所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を控除した額となります。（④参照）**

②恒常的とは、3か月以上継続して得られる収入のことを言います。

③認定基準額は収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

- （例）年金（注1）収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断します。
- 年金と給与（月給）収入（注2）の場合 ⇒ 月額 で判断します。
- 失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断します

④事業所得、不動産所得等における必要経費として認められないものは下記でご確認ください。

※下記で認めていない経費であっても、業種・必要経費の内容により一部認められる場合があります。

【一般用（事業所得・不動産所得等）】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否								
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

傷病手当金について

「傷病手当金」とは？

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため勤務不能となり、その結果、所得の喪失または減少があった場合に、これを補填し生活の安定を図り療養に専念していただくことで、組合員の早期の職場復帰を図るものです。

「いつから（支給開始日）、どのくらいの期間（支給期間）」支給されるの？

【支給開始日】

引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなり、傷病手当金給付日額が報酬日額を上回ったときから。

【支給期間】

1年6か月間支給されます。引き続き勤務不能の場合は、「傷病手当金附加金」が6か月間支給されます。（退職後は附加金の支給はありません。）



同一の傷病について障害年金を受けることになった場合は、傷病手当金の日額は年金額によって調整されます。
遡って年金が支給され、傷病手当金の支給期間と重複する期間がある場合は、すでに支給を受けた傷病手当金の一部を返還していただきます。



ジェネリック医薬品を使ってみませんか？



● ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分を使って製造・販売する後発医薬品です。

開発費にかかる費用が少ない分、先発医薬品より安い価格で提供されています。

● 効き目や安全性は？

厚生労働省が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有すると認めた医薬品です。

● ジェネリック医薬品に切替えたいときは？

- ① 医師や薬剤師に利用する旨を伝えてください。
- ② それぞれの薬の効果・副作用について薬剤師から説明を受けましょう。
- ③ 薬剤師の説明に納得できたら、ジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。

ジェネリック医薬品の詳しい情報はこちらのホームページから確認できます。
日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会ホームページ

■ **かんじゃさんの薬箱** <https://www.generic.gr.jp>

【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813